

第4回丹波アートコンペティション

大賞受賞作品を発表!



文化・スポーツ課 (春日文化ホール内)
☎ 74 - 1050

全国から創作意欲あふれる独自の作品を募集する「第4回丹波アートコンペティション」に、合計254点の出品がありました。審査の結果、177点の作品が入賞・入選となり、2月21日〜26日の間、春日文化ホール・春日住民センターで展示されました。

同月26日に行われた表彰式では、写真部門で大賞を受賞した丹波市在住の細谷昭二郎さんが受賞の喜びを語りました。細谷さんの作品は、大阪府堺市の石津太神社で開かれた火祭り「やつさいほつさい」において火渡りをする男衆の様子を撮影したものです。平面・立体・書・写真の4部門の大賞受賞作品を紹介します。

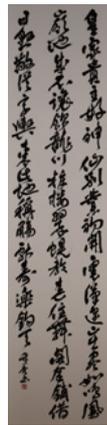
平面部門 大賞
上田道子さん (丹波市)
作品名「ゆくら、ゆくら」



立体部門 大賞
水野年彦さん (東大阪市)
作品名「ヒトリデイルトキ」



書部門 大賞
高杉竹秀 (朱美) さん (丹波市)
作品名「侍宴安楽公主新宅應制」



写真部門 大賞
細谷昭二郎さん (丹波市)
作品名「火渡り」



固定資産各種の 縦覧および閲覧・通知のお知らせ



税務課 資産税係 (本庁舎内)
☎ 82 - 2003

◆土地・家屋の価格などの縦覧

令和5年度固定資産税に係る土地・家屋の価格などの縦覧を行います。土地・家屋にかかる情報や評価額を確認できます。

- とき／4月3日(月)〜5月31日(水) ※土曜・日曜・祝日を除く
- 縦覧場所／税務課
- 縦覧内容
 - 土地価格等縦覧帳簿
 - ①確認できる内容…市内土地の所在地番・地目・地積・評価額
 - ②確認できる人…市内土地の納税義務者

◆令和5年度分の課税台帳の閲覧

- 家屋価格等縦覧帳簿
- ①確認できる内容…市内家屋の所在地番・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積・評価額
- ②確認できる人…市内家屋の納税義務者

固定資産税の納税義務者などは、年間を通じて、本人が所有する物件について固定資産課税台帳を閲覧できます。令和5年度の評価額は4月3日(月)から閲覧できます。

閲覧には、本人確認できる書類が必要です。第三者が申請する場合は、委任状も必要です。申請者が名義人の相続人であるときは、その旨を確認できる書類が必要です。

また、法人の台帳・名寄帳を閲覧、交付申請する場合は、法人の代表者印または社印、もしくは法人の代表者印または社印が押印された委任状が必要です。

◆納税通知書を発送します

令和5年度の固定資産税納税通知書を、5月上旬に各納税義務者へ発送します。その際、土地・家屋の評価額などを記載した課税明細書をお封じます。確認のうえ、納期限の5月31日(水)までに納付してください。



3月13日(月)からマスク着用は **個人の判断が基本となりました**

☎ 新型コロナウイルス感染症対策室 (本庁舎内)
☎ 86 - 7032

マスク着用について、これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用となっていました。3月13日(月)から個人の判断が基本となりました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがなく、個人の主体的な判断が尊重されるよう、配慮をお願いします。

■マスク着用が推奨される場合

- ①医療機関を受診するとき
- ②医療機関・高齢者施設などを訪問するとき
- ③通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗りこむとき

■マスク着用が効果的とされる場合

高齢者や基礎疾患を有する人、妊婦など重症化リスクが高い人が感染拡大時に混雑した場所へ行くとき
※このほか、事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります。

5月8日(月)から **市島支所が仮移転します**

☎ 市島支所 ☎ 85 - 1001

老朽化による市島支所建替に伴い、5月8日(月)から約2年間はライフピアいちじまオープンスペースで支所業務を行います。日常生活に必要な手続きなどの窓口サービスや書類の取次ぎはこれまでと同様に行います。
※市島救急駐在所はそのまま残ります。



市島支所

ライフピアいちじま



安心して自分らしく暮らすために **成年後見制度について①**

☎ 社会福祉課 (本庁第2庁舎内) ☎ 88 - 5272

成年後見制度とは

認知症や障がい、病気などによって判断能力が十分でない人の権利や生活を守る制度です。成年後見制度には、すでに判断能力が十分でない場合に申し立てる法定後見制度と、判断能力が不十分になった場合に備えて事前に契約を結んでおく任意後見制度があります。法定後見制度には判断能力の程度に応じて「後見」・「保佐」・「補助」のいずれかに分類されています。成年後見制度は法的な代理人である成年後見人が、本人が望む生活や身体の状態、物事を判断する能力に配慮しながら必要な代理行為及び本人の財産を管理し日常生活をサポートします。具体的には、福祉のサービスを利用する時の契約、財産や金銭の管理を行います。

成年後見制度の種類	類型	判断能力	具体的な状態(例)
法定後見制度	後見	全くない	一人で日常の買い物ができない
	保佐	著しく不十分	一人で日常の買い物ができるが、大きな金額の買い物はできない
	補助	不十分	一人で日常の買い物ができるが、大きな金額の買い物は不安、難しい
任意後見制度	本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度		

今回は成年後見制度を利用するための手続きについて紹介します

